

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

平成25年度 第14回全国都道府県PTA連合会代表者連絡協議会

<後半>

日時:平成25年12月1日(日)

場所:都市センターホテル

特別支援学校（知的障害） における教育課程を中心に

1. なぜ「教育課程」なのか
2. 今後のPTA活動に期待されること

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育調査官 丹野哲也

教育課程とは



- 学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。
- 学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素となる。

特別支援学校学習指導要領解説総則等編(幼・小・中) P120 参考
なお、特別支援学校学習指導要領解説総則編(高等部)にも同様の内容が記載されている。以下、幼・小・中の総則編を例にして話をする。

教育課程とその基準

- 特別支援学校における教育は、公教育として、公の性質を有する(教育基本法第6条第1項)。
- そのため、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請される。
- 学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つ必要がある。

- 一方で、教育は、その本質からして児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて効果的に行われることが大切である。
- 各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところが大きい。
- 各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、児童生徒の障害の状態及び発達 of 段階や特性等並びに地域や学校の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

幼小中高等学校の学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

- 教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成
- 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視、授業時数を増加
- 道德教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

2. 主な改善事項

言語活動の充実

- 国語をはじめ各教科等で記録、説明、批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

- 国際的な通用性、内容の系統性の観点から指導内容を充実
- 反復(スパイラル)による指導、観察・実験、課題学習を充実

体験活動の充実

- 発達の段階に応じ、集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動などを推進(特別活動等)

伝統や文化に関する教育の充実

- 古典の学習(ことわざ、古文・漢文の音読など)(国語)
- 歴史教育、宗教、文化遺産に関する学習(社会)
- そろばん、和楽器、唱歌、美術文化、和装(算数、音楽、美術、技術・家庭)
- 武道を必修化(保健体育)

道德教育の充実

- 発達の段階に応じて指導内容を重点化〔人間としてしてはならないことをしない、きまりを守る(小)、社会の形成への参画(中)〕
- 先人の伝記、自然など児童生徒が感動する魅力的な教材を充実(小中)
- 道德教育推進教師を中心とした指導体制を充実(小中)
- 道德教育の全体計画の作成を義務づけ(高)

外国語教育の充実

- 外国語活動を導入(小)
- 聞く・話す・読む・書く技能を総合的に充実(中)
- 授業を英語で指導することを基本とする(高)
- 標準的な単語数の増(中高合わせて2、200語→3、000語)

その他:重要事項

- 環境教育、食育、消費者教育、情報教育の充実
- 幼小連携の重視(幼・小)
- 職業に関する教科・科目の改善(高)

3. 特別支援教育に関する改訂のポイント

- 学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
- 一人一人の実態等に応じた指導の充実
- 交流及び共同学習の推進

- (教育の目標)

- 第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
 - 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
 - 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
 - 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
 - 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
 - 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

学習指導要領等の実施スケジュール

小学校・中学校・高等学校等の実施スケジュールに準拠

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園 (幼稚園部)	告示 周知・徹底	全面実施				
小学校 (小学部)	告示 周知・徹底	総則等 先行実施	算数、理科	全面実施		
中学校 (中学部)	告示 周知・徹底	総則等 先行実施	数学、理科	全面実施		
高等学校 (高等部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等	先行実施(学年進行) 数学、理科	学年進行 で実施	

(*注: 特別支援学校幼稚園・小学部・中学部の学習指導要領告示は平成21年3月)

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

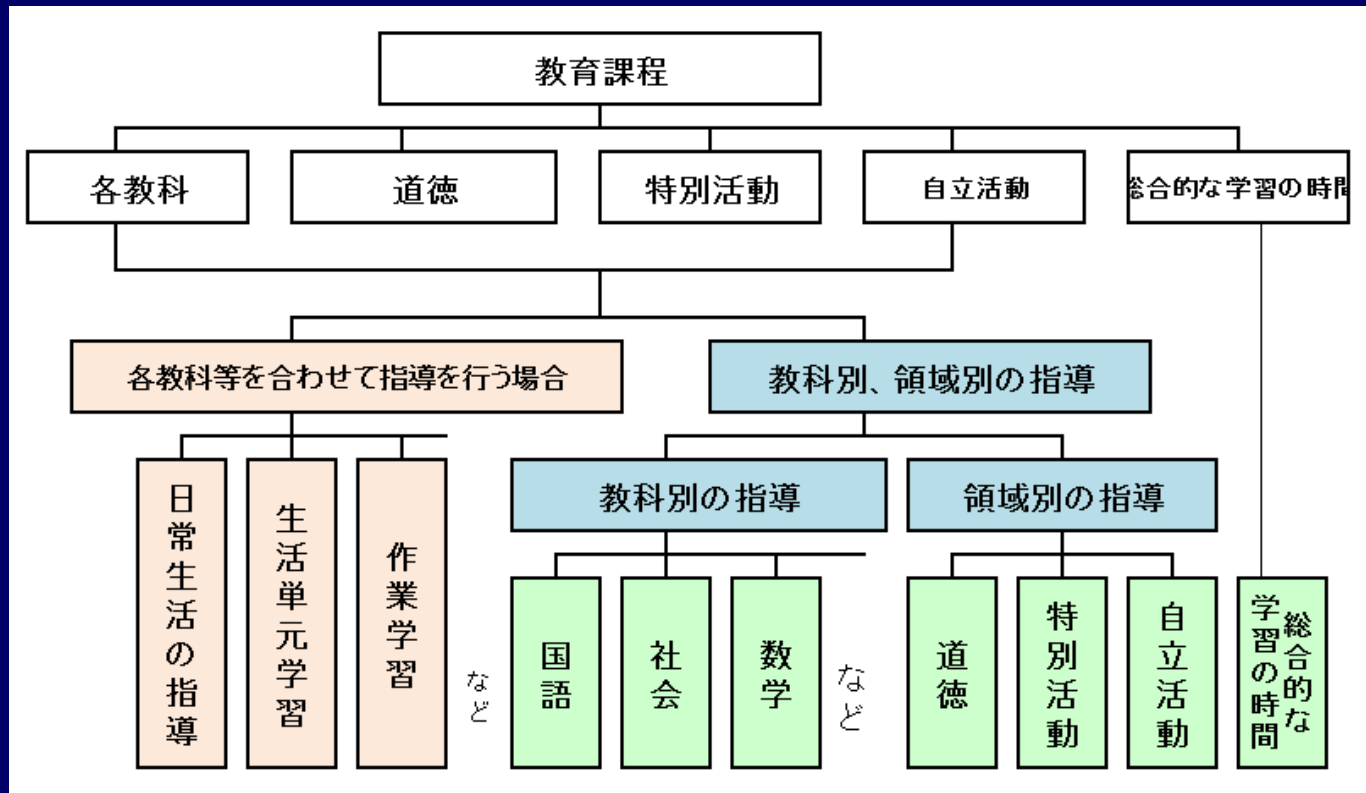
交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

教育課程の構造

特別支援学校(知的障害)

中学部の例



根拠法令 学校教育法施行規則第130条の第2項

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

*総合的な学習の時間は、各教科等を合わせた指導の内容として取り扱うことはできないことに留意する。

知的障害特別支援学校 の各教科の考え方

- 段階による各部の内容構成
 - － 各教科の内容は、学年別に示さず、小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階でしめしてある。(ただし、高等部の主として専門学科において開設される教科は1段階)
- 段階別に示している理由 対象とする児童生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障害の状態や経験等が様々であり、個人差が大きいためであり、段階を設けて示した方が、個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからである。

小学部 国語の例

小学部 [国語]

1 目標

日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。

2 内容

○1段階

内容は、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の3つの観点から構成

- (1) 教師の話を聞いたり、絵本などを読んでもらったりする。
- (2) 教師などの話し掛けに応じ、表情、身振り、音声や簡単な言葉で表現する。
- (3) 教師と一緒に絵本などを楽しむ。
- (4) いろいろな筆記用具を使って書くことに親しむ。

○2段階

- (1) 教師や友達などの話し言葉に慣れ、簡単な説明や話し掛けが分かる。
- (2) 見聞きしたことなどを簡単な言葉で話す。
- (3) 文字などに関心をもち、読もうとする。
- (4) 文字を書くことに興味をもつ。

○3段階

- (1) 身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。
- (2) 見聞きしたことなどのあらましや自分の気持ちなどを教師や友達と話す。
- (3) 簡単な語句や短い文などを正しく読む。
- (4) 簡単な語句や短い文を平仮名などで書く。

中学部「国語」の例

中学部 〔国語〕

1 目標

日常生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを活用する能力と態度を育てる。

2 内容

- (1) 話のおよその内容を聞き取る。
- (2) 見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などを相手に分かるように話す。
- (3) 簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。
- (4) 簡単な手紙や日記などの内容を順序立てて書く。

高等部 「国語」の例

高等部 「国語」

1 目標

生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを適切に活用する能力と態度を育てる。

2 内容

○1段階

- (1) 話の内容の要点を落とさないように聞き取る。
- (2) 目的や場に応じて要点を落とさないように話す。
- (3) いろいろな語句、文及び文章を正しく読み、内容を読み取る。
- (4) 手紙や日記などを目的に応じて正しく書く。

○2段階

- (1) 話し手の意図や気持ちを考えながら、話の内容を適切に聞き取る。
- (2) 自分の立場や意図をはっきりさせながら、相手や目的、場に応じて適切に話す。
- (3) 目的や意図などに応じて文章の概要や要点などを適切に読み取る。
- (4) 相手や目的に応じていろいろな文章を適切に書く。

知的障害のある児童生徒の 学習上の特性等

- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすい
- 実際の生活の場で応用されにくい
- 成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていない
- 実地的な生活経験が不足しがちである

実地的・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である

知的障害のある児童・生徒の 学習上の配慮事項として

- きめ細かな配慮が必要である
- 教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定
- 児童・生徒へのかかわり方の一貫性や継続性の確保
- 知的障害のある児童生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切

教育的対応の基本

- ① 児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- ② 児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。
- ③ 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。
- ④ 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つよう指導する。
- ⑤ 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導する。

- ⑥ 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。
- ⑦ 児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- ⑧ できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。
- ⑨ 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する。
- ⑩ 児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

日常生活の指導とは・・

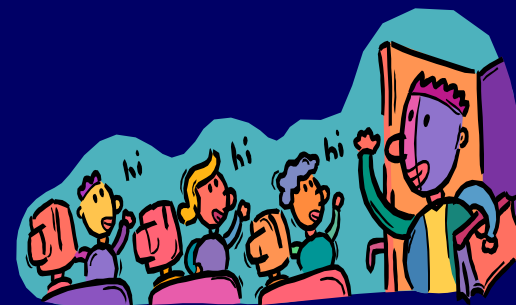
日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。

日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われる。

それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。

生活単元学習とは・・・

- 生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。
- 生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われる。



生活単元学習に望まれるもの

- ① 単元は、実際の生活から発展し、児童・生徒の興味や関心、発達水準にあったもの。また、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- ② 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。

③ 単元は、児童・生徒が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものである、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。

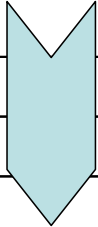
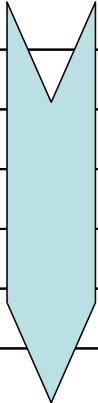
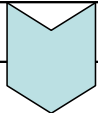
④ 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。

⑤ 単元は、各単元における児童生徒の目標あるいは課題の成就に必要な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。

⑥ 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるように計画されていること。

生活単元学習の単元計画の例

～アイデアをかたちにする～

単 元 計 画	小単元名	活動内容
	おいしい味噌できたかな？	味噌作りの振り返り、味噌の試食
	みそを使って料理しよう！	味噌の具材の相談、味噌汁の歌
		材料の買い物→調理①
		材料の買い物→調理②
		味噌汁の材料の買い物→調理③
		味噌汁の調理 パーティへの動機付け
	みそパーティの準備をしよう	おもてなしの体験
		会の内容の相談（招待者、服装、係分担等）
		進行表作成と司会のセリフ決め
		会場の飾り作り
		進行の練習
		味噌パーティ予行（調理場面）
		ランチョンマットづくり
		招待状づくり
	みそパーティをしよう	前日準備（会場設営、調理道具、接待用品準備）
		調理
		みそパーティ

作業学習とは・・

- 作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。
- 作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われる。

作業学習の指導にあたって・・

- 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の成就感が味わえること。
- 生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。
- 知的障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。
- 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。
- 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

障害による学習上または生活上の困難 の改善・克服を目的とする指導とは

- 個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達
の基盤を培う。

(特別支援学校学習指導要領 自立活動の目標)

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 健康状態の維持・改善に関すること。	(1) 情緒の安定に関すること (2) 状況の理解と変化への対応に関すること (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

障害の重度・重複化、多様化への対応

(1) 自立活動の見直し

① 自立活動の内容の見直し

○社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、内容として、「他者とののかかわりの基礎に関すること」等5項目を追加。

○新たな区分として「人間関係の形成」を新設。

② 指導計画作成の手順等を明確化

○個別の指導計画の作成についてより一層の理解を促すため、実態把握、指導目標の設定、具体的な指導内容の設定、評価の配慮事項を見直し。

○実態把握の観点として「興味・関心」「生活や学習環境」等を追加。

○配慮事項として、適切な評価を行い指導の改善に生かすよう努めることを新設。

○具体的に指導内容を設定する際の配慮事項として、自ら環境を整える指導内容を新設。

障害の重度・重複化、多様化への対応

(1) 自立活動の見直し

留意事項

① 個別の指導計画に基づく指導の徹底

○指導計画の作成手順等が明確にされたことを踏まえ、個別の指導計画に基づく指導の徹底を図ることが必要。

○自立活動と各教科等を合わせて指導を行う場合や、集団で指導を行う場合であっても、児童生徒個々の自立活動の指導内容を明確にする。

② 自立活動を主とした指導の改善

個々の児童生徒にとって基本的な指導内容を設定し、系統的な指導を展開することが重要。個々の指導内容の妥当性の検討が必要。

③ 指導体制の整備

専門的な知識・技能を有する教師の確保、専門の医師等との連携協力について学校として整備を進めることが必要。

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

◇学習指導要領の改訂事項

【特別支援学校卒業者の状況】(平成24年3月卒業者)

就職者:約25.0%、施設等入所者66.6%

【学習指導要領の改訂事項】

① 就業体験の機会の充実

- キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど、就業体験の機会の充実を図る。(高等部)

② 進路指導の充実

- 校内の組織体制の整備や労働・福祉等の関係機関との連携、就業体験の実施、地域や産業界等の人々の積極的な協力を得る。

③ 専門教科「福祉」の新設(高等部)

- 職業教育を推進する観点から、福祉に関する基礎的・基本的な内容で構成する教科「福祉」を新たに設ける。

学習指導要領等の該当ページ

・CS高等部:P108

・CS小中学部:P47

・CS高等部:P108～109

交流及び共同学習の推進

◇学習指導要領の改訂事項 等

① 法令上の位置付け

＜改正障害者基本法 第16条第3項＞

国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

② 教育課程上の位置付け

- ・ 小・中学校の学習指導要領（H20.3）及び高等学校・特別支援学校の学習指導要領（H21.3）において明確に位置付け
- ・ 幼稚園教育要領（H20.3）には、「障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設ける」と表現（幼稚部教育要領も「幼稚園の幼児などとの活動」について規定）
- ・ 特別支援学校学習指導要領等においては、計画的・組織的に実施する旨を明示し、その趣旨・目的として幼児児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むこととしている

学習指導要領等の該当ページ

・CS幼稚部P19

・CS小中学部:P46

・CS高等部:P107

交流及び共同学習の推進

◇知的障害のある児童生徒との交流及び共同学習を充実させるための配慮

- ① 興味・関心をもつことができる活動を工夫する。
- ② 言葉による指示だけでなく、絵や写真等を用いたり、モデルを示したりすることによって、子供が活動内容を理解しやすくする。
- ③ 繰り返しできる活動にしたり、活動の手順を少なくしたり、絵や写真等を用いて手順が分かりやすくなるようにしたりして、見通しをもちやすくする。
- ④ 得意とする活動や普段の授業で慣れている活動を行うようにして、活躍できる場を多くする。
- ⑤ 子供の行動の意味や背景等を必要に応じて適切に説明するなどして、子供同士が理解し合い友達になれるようにする。

【参考資料:「教育支援資料」平成25年10月 P117 (文部科学省HP)】
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

各教科等の指導の充実 ～言語活動の充実～

◇学習指導要領の改訂事項 等

①新学習指導要領の記述〈特別支援学校 小・中学部学習指導要領〉

第1章第2節第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2(3) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童又は生徒の言語活動を充実すること。

② 言語活動の充実に当たっての留意点〈「言語活動の充実に関する事例集」より〉

各教科等においては、国語科で培った能力を基本に、それぞれの教科等の目標を実現する手立てとして、知的活動(論理や思考)やコミュニケーション、感性・情緒の基盤といった言語の役割を踏まえて、言語活動を充実させる必要がある。

学習指導要領等の該当ページ

・CS小中学部:P47

・CS高等部:P108

各教科等の指導の充実 ～言語活動の充実～

◇特別支援教育における言語活動の充実のポイント

- 児童生徒一人一人の言語発達の状況に応じ、**適切な言語活動を設定**する。
 - ・ 各教科等の目標・内容を踏まえるとともに、児童生徒が言語活動に対する意欲を高められるよう、活動内容、集団構成等を工夫すること。
(例:VTRを見て活動場面を思い起こしながら作文を書く、総合的な学習の時間を学年合同で行い話合いやインタビューを行うなど)
 - ・ 言語発達の遅れている側面への指導を工夫するとともに、言語発達の進んでいる側面を生かす学習活動や場面の設定を工夫すること。
(例:文字を書くことが難しい子どもの作文学習においてワープロを使用する、発語が難しい子どもが話合いにおいて意思を表出する際に写真やカードを用いるなど)
- 障害の状況を踏まえ適切な**言語環境を整備**する。
 - ・ 教師が児童生徒の障害の状況、発達の段階等を考慮し、適切な言葉遣いをするこ
と。(例:小学部段階以降では幼児語を使わない、短く具体的に話す、明瞭な発音で話すなど)
 - ・ 児童生徒の言語活動が活発になるような教室環境を工夫すること。
(例:壁面構成や飼育・栽培等など驚きや発見のある仕掛けや視聴覚機器の工夫など)
 - ・ 障害の状況、発達の段階等を踏まえ、利用しやすい図書等を整備すること。
(例:弱視の場合は、文字を拡大し、レイアウトを単純化した拡大図書を使用する。読みに困難がある場合
は、読み上げ機能を備え、タブレット端末で使用するデジタル図書を使用するなど)
- 各教科の指導上の配慮事項に示された**障害種別の配慮事項**を考慮する。

思考力、判断力、表現力等を育むために

例えばこんな言語活動で授業改善

～考えを深める場面で～

～各授業だけでなく～



ペアで意見を交換する



ホワイトボードを使って話し合う



付箋を使って話し合う

生徒一人一人が自分の考えをもち、他者の考えとの共通点や相違点を意識しながら考えを深めていくような言語活動を充実しましょう。



思考力、判断力、表現力等を育むために

例えばこんな言語活動で授業改善

～発表の場面で～

～先生が説明するだけでなく～



生徒が説明する



立場を決めて討論する



製作物を使って発表する
(ポスターセッション)

生徒が自分でまとめた事柄などについて説明したり、相手の立場や考えをお互いに尊重して話し合ったりするような言語活動を充実しましょう。



思考力、判断力、表現力等を育むために

例えばこんな言語活動で授業改善

～書く場面で～

板書をノートに写すだけでなく...



レポートにまとめる



ICTを活用する



新聞にまとめる

生徒が集めた情報を整理・分析し、論理的にまとめて表現するような言語活動を充実しましょう。



- 文部科学省 言語活動の指導事例集＜＞より
- http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2012/07/04/1322425_02.pdf

今後のPTA活動に期待されること

第32回 全国研究協議大会九州大会(鹿児島大会)の分科会の発表から

・ 全体テーマ: 地域社会で豊に生きるための
「自立と支援」～生涯にわたる心のネットワーク～

- － 第1分科会 社会参加と自立
- － 第2分科会 豊かな地域生活
- － 第3分科会 特色あるPTA活動
- － 第4分科会 連携とネットワークづくり



8/24撮影

第1分科会 社会参加と自立

～卒業後の充実した生活の実現に向けたPTAの取組～

○関東甲信越：新潟県立高田特別支援学校PTA

PTA活動から卒業後の親子余暇支援への取組

～「楽しい」を続けたら「ダンディ・ライオン」になっていました！～

- － 卒業後の親子支援への取組
- － 青竹での流しそうめん 父親の出番
- － おやじの会 おやじニュース 学校での成人式 地元紙3社で記事掲載
- － 障害があっても、親子で地域で幸せに暮らすために「今」できることを考える。

○北海道：北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校

社会参加と自立

～卒業後の充実した生活の実現に向けたPTAの取組～

- － 中学部、高等部の各学年において地域の事業所や企業と連携し、社会体験学習を実施
- － 就労自立を目指して高等部に入学してくる生徒の増加
- － 進路支援 年に1回同窓会「つどいの会」

第2分科会 豊かな地域生活

～地域サービス資源を上手に活用するためのPTAの取組

○近畿ブロック：和歌山県立たちばな支援学校PTA

たちばな支援学校育成会活動について

育成会組織と活動内容

その他の全体での活動

- － 夏まつりの出店 リサイクル活動 育成会バザー

○東京ブロック：東京都立調布特別支援学校PTA

近隣教育機関との連携による地域ネットワークづくり

- － 大学との教育連携を土台に任意団体「リソース・ネット」の設立
- － 防災（たすけてカードの製作 児童生徒の非常食体験 避難所設営訓練 児童生徒による体験）
- － 放課後活動 公開講座 その他 日常の支援を根付かせる活動
- － 結束と実行力を高め、リソースネットの成果を保護者地域に橋渡しを

第3分科会 特色あるPTA活動 ～PTA活動の活性化を目指した取組と工夫～

○中国・四国：愛媛県立新居浜特別支援学校 PTA

笑顔あふれるPTA活動をめざして

- － 保護者と学校の連携の強化
- － 専門委員会の活性化
- － PTA会員相互の親睦と研修の強化
- － 校区文化祭への参加
- － PTA座談会の開催

○九州：鹿児島県立大島養護学校PTA

学校・家庭・地域とのつながりを大切にPTA活動について

- － PTA総会実施日の工夫(5月連休前に実施)
- － 専門部活動 総務部 研修部 厚生事業部
- － 離島在住の保護者
- － PTA参加者の固定化

第4分科会 連携とネットワークづくり ～地域とPTAが連携した取組と成果

○東北：山形県立楯岡特別支援学校前PTA

地域の人材とつながる学校PTA活動

- － 隣接農業高校との連携
- － 地域祭りへの参加
 - ・ 徳内まつり メインステージでの発表
- － 食文化研修会
 - ・ 地域の講師 水餃子 ガーレット カボチャスープ ジャム作りなど

○東海北陸：富山県立しらとり支援学校PTA会員

地域資源を活用したPTA活動

- － リフレッシュデー
 - ・ 夏季休業中の登校日の放課後
- － わくわくデー
 - ・ 年2回、親子と保護者同士の交流を深めることを目的

学校の教育を支えるPTA活動

- よき理解者であり、よき協力者であり、
- よき教育者としてのPTA
 - 教育活動をPTAの方々の視点から支える
 - PTA研修の充実
 - 研修の仕方の工夫
 - 教員と連携した研修の工夫
 - キャリア教育に関わる取組
 - PTAと連携した環境整備
- 特別支援教育の推進という共通の理念のもとに、子供たちの教育の充実のために、これからも一緒に頑張っていきましょう。
- ご清聴ありがとうございました

